

## 議会運営委員長報告（諮問事項関係）

令和6年2月22日

本委員会は、正副議長の活動方針に基づき諮問された「常任委員会の活性化及び学習機会の拡充について」、「議会基本条例の条項の見直し等について」、「議員定数削減に伴う諸課題への対応について」の3項目について、委員間での自由討議を中心に議論を重ね、これまで委員会を24回、全員協議会を2回開催し、令和5年3月定例会では、委員会の独自性を持って行う付託議案の調査・研究の取組等「常任委員会の活性化及び学習機会の拡充について」及びオンラインの方法による委員会の開催に係る委員会条例及び会議規則の一部改正の提案等の中間報告を行いました。そして、令和5年7月3日、第14回の委員会は、実際にオンラインの方法により開催し、運営要綱による実施が可能であることを確認しました。

次に、「議会基本条例の条項の見直し等について」であります。

はじめに、議会基本条例第20条の規定に基づく、任期中の議会・議員活動検証方法を構築すべく、検証手法に関する実施要領を作成し、議会・議員の評価検証を行いました。

この取組は、本市議会の最高規範である議会基本条例に掲げる議会の基本理念と議員の責務及び活動原則等について、独自の評価シートを作成し、議員個人が掲げた公約の実現に向けた任期中の取組について主観で評価検証すること、また、議会基本条例に掲げる議会活動の共通項目「市民との関係」、「市長等との関係」、「議会の機能強化」、「委員会の活動」について、本市議会での取組はどうであったのかを、各会派で客観的に評価検証し、これらの取組実績を数値化することの2つの評価手法から見えてきた課題に対し、改善に向けた具体的な取組を全体で確認、共有することを目的として行いました。

また、この取組は、議会・議員活動を評価・検証し、課題から明らかになった具体的な取組を議会内で共有し、次の議会活動に生かしていくという議会及び議員におけるPDCAサイクルの確立をめざすものでもあります。

そして、この評価・検証は、議員活動を市民に周知する機会でもあると捉え、有権者に約束した我々の公約に対する取組を「見える化」しようとする本市議会初めての試みであります。

公約取組にかかる議員活動評価検証シートの集約結果については、主観的評価の結果、多くの議員がB評価「一定の水準の取組ができた」としており、達成点は70パーセントとなりました。

議会基本条例に掲げる議会活動の共通項目についての全体評価は、達成度64パーセントでB評価となりましたが、活動指針に沿った議会活動ではあるものの課題とした内容を整理し、改善への取組を具体的にまとめる必要があると総括し、委員会での議論から、SNSの活用、年間計画に沿った委員会活動とその総括、活発な自由討議の実施などの取組をまとめました。

今回の評価・検証では、各議員、各会派の考え方に差異があるため、活動内容は同様であっても評価に違いが生じるといった結果はあるものの、自ら評価に取り組み、課題を抽出し、委員会で議論し、次の活動に繋いでいくという取組は、三次市議会基本条例の目的に沿った議会活動を担保する、非常に意義あるものと考えます。そして、この取組を市民にわかりやすく公表することで、今任期中の議会・議員活動に係る情報公開と説明責任の一端を果たすとともに、市民の市政参画の推進が一層進むことを期待するものであります。

次に、多様性への対応による条項の見直しについて行った議論においては、多様な立場の市民の声を市政に反映し、また、若者や女性等、多様な人材の議会参画を促すことが必要であり、第5条に「議会は、多様な立場の市民の声を市政に反映させるための議会運営を行わなければならない。」、第17条に「議会は、議会機能強化のため、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努めなければならない。」とする条項の追加を提案することとしました。

第20条の「見直し手続き」については、「一般選挙を経た任期中に検証を行い」とある部分について、何について検証を行うのか、対象が何であるのかが不明瞭であるとのことから、「一般選挙を経た任期中にこの条例の目的及び趣旨の達成状況について検証を行い」と検証の対象を具体的に示す条文とする提案をす

ることとしました。

次に、「議員定数削減に伴う諸課題への対応について」であります。

次の議員一般選挙では、議員定数が現在の24名から2名減の22名になることから、各常任委員会等の定数について議論を行いました。議員定数削減は現議員が議論した結果であり、現議員が委員会条例の一部改正を行うべきとの意見により、総務、教育民生、産業建設の3常任委員会は7人、議会運営委員会は8人とする意見で一致したものの、広報広聴常任委員会の人数については意見がまとまらず、最終的に一つの意見を総意とする結論には至りませんでした。よって、改選後、これらの議論の経過を踏まえて、各委員会の定数が提案されることになると思われます。

次に、議員の政治倫理条例と長期欠席等に係る報酬等の特例に関する条例についてであります。

これらの条例は、明文化することで議員の共通認識となり、規範として活動の拠りどころとなるということを委員会で確認し、他市の状況等について調査・研究を行いました。他市の例などから、議員自ら考え、議論するために、有識者の話を聞くなどの丁寧な取組が必要であり、地方自治法改正等への対応も含め、引き続き議論を行う必要があるとの結論に至りました。

以上、正副議長の活動方針に基づき諮問された事項に対する委員会での自由討議を中心に議論を重ねた結果報告であります。

我々はこの4月をもって任期満了となり改選を迎えることとなりますが、改選後にあっても二元代表制の一翼を担う市議会として、市民の負託に応えるべく、自らの活動の検証から明らかになった課題に対して、真摯に改善に取り組み、引き続き、その「見える化」に努めていかなければなりません。

今期をもって勇退される議員各位におかれましては、これまでの取組に対するご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、改選後の議員各位の、今後の取組に期待し、議会運営委員長報告（諮問事項関係）といたします。